**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第２８回議事録≫

■日　時：令和元年１１月５日（火)　１３：３０～１５：４３

■場　所：大阪府庁　大阪府議会　第１委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、河崎大樹委員、横山英幸委員、

（名簿順）紀田馨委員、杉本太平委員、原田亮委員、肥後洋一朗委員、中村広美委員、

　　　　　広田和美委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、北野妙子委員、

　　　　　川嶋広稔委員、西﨑照明委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　定刻となりましたので、第28回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　まず、定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをここにご報告申し上げます。

　それでは、前回に引き続き委員間協議を行ってまいります。

　本日は、前回配付をいたしました論点ペーパー２ページに記載のとおり、事務分担、住民サービス、窓口サービスの維持、財源配分などの項目について協議をお願いしたいと思います。

　なお、本協議会は多くの府民、市民の皆様方がインターネット配信を視聴されておりますので、発言される場合は、まずは挙手をいただきまして、私が指名いたしますので、マイクを通してご発言いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

　まず、事務分担についてです。

　それでは、事務分担の変更についての協議に入りたいと思います。

　事務分担については、自民会派から、システム管理と介護保険は一部事務組合ではなく各特別区の事務とする、２つ目に、消防と水道は大阪府ではなく特別区の事務とし、府域全体の広域化に応じて段階的に大阪府に移管するといったご意見がございました。

　この意見を踏まえ、これらの事務の分担を変更するのか、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

　横山委員。

（横山委員）

　はい。大阪維新の会の府会議員の横山です。

　まず、事務分担に関しましては、素案どおりでいくべきと考えております。制度設計上、特別区の事務は住民に身近な存在として豊かな住民生活や地域の安全・安心を支える自治体として住民生活に密着した地域のまちづくりや都市基盤整備に関する事務を行うこととなっています。

　会長、パネルの掲示……。

（今井会長）

　はい。どうぞ。

（横山委員）

　素案の事務分担のほうで以前もちょっとお見せしたんですけれども、中核市事務の線がここでして、ここから上は政令指定都市と都道府県事務に入ってきております。特別区の事務は、基本的に理事者は中核市並みとおっしゃっているんですが、政令指定都市の事務や都道府県の事務までこの青色の線です。入っているのがわかります。中核市事務にとどまらず、都道府県事務や政令指定都市の権限に係る事務であっても住民に身近なものは特別区が実施するという設計になっておりまして、より効率的、効果的な事業遂行がなし得る自治体の事務分担ができているというふうに考えております。素案どおりでいくべきと思います。

　以上です。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　自民党の川嶋です。

　私たちの会派は、前回、修正提案の際にも申し上げましたとおりでございます。やっぱりシステムについては各特別区がさまざまな施策、独自に施策、先ほどおっしゃったようなやっぱり住民に身近なところで住民の生活、また安全・安心のことも含めてということで考えると、さまざまな施策は、みずから行わなければいけませんし、そういう意味でいくと、また介護保険についても、介護保険に関連して高齢者施策については、やはり各特別区によって施策が今後変わってくるということを踏まえると、このシステム、また介護保険というのは特に特別区の事務に影響を及ぼしますので、これはしっかりと各特別区に配分をするべき、渡すべきだと思っております。

　また、消防、水道につきましては、本来は市町村事務であります。先ほど横山委員のパネルにもありましたとおり、市町村事務のところの下のほうの枠に入っておりましたので、そういう意味では本来市町村事務、また市民の安全・安心にかかわります。これは、特に大阪市域外については、当面、大阪府ではなく各市町村事務にもなっておりますので、大阪市域についてはやっぱり市町村事務として特別区側に、この事務を持っていくべきであると思います。

　前回も申し上げましたが、当然、広域化の議論について否定するものではありませんので、こちらについては今後の動向を見据えながらの議論、これはまた特別区になってからだとは思いますけれども、そうなるだろうというふうには思っておりますが、現時点でこの移行期に水道、そして消防を特別区に、きちっと事務として持っておくべきだということを、改めて自民党からの提案とさせていただきたいと思います。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　公明党の中村でございます。

　我が会派としましては、この事務分担につきまして、特別区設置最大の効果は、府市の二重行政を解消するとともに、選挙で選ばれた区長が住民ニーズや地域自治を踏まえながら行政サービスを行えることであります。そのためには、大阪の成長に密接に関する事務が大阪府に一元化されているか、またさらには、住民に身近な事務である保健や福祉や教育を初めとして地域のまちづくりや安全・安心の確保といった事務が特別区に仕分けされているかが大事であると認識しております。

　今回の素案では、成長戦略に関する事務や広域的なまちづくり、大規模公園などが大阪府に一元化されることになり、大阪全体の視点からの取り組みが期待できるものと考えます。また、特別区が中核市並みの事務を担うということで、住民に身近な事務はもちろんのこと、とりわけ大阪が抱える児童虐待問題につきまして、各特別区が児童相談所を設置して担うこととされている点は、これ、評価できます。また、これまで１カ所であった教育委員会や保健所が各特別区に設置されることになりまして、きめ細かい行政サービスが期待できると考えます。身近なところで地域の実情に応じた特色ある施策展開を図ることが可能になることから、事務分担の方向性については、異議はないと考えます。よって、特別区とこの大阪府の承継につきましては、住民サービスが低下しないようにしっかりと引き継ぐようにお願いしたいというふうに思います。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　日本共産党の山中です。

　日本共産党は、毎回申し上げますが、この大阪市廃止分割そのものに反対ですので、修正云々ということを申し上げたことはありません。ただ、この事務分担という点で、どちらが住民にとって、よりよいのかということについては、やっぱり考えは、申し上げておかないといけないかなというふうに思いますので、申し上げさせていただきます。

　システムとか介護保険は、私は、当然特別区で実施されるべきものだろうというふうに思います。どれぐらいの介護の水準をめざすのか、そのための介護保険料をどうするのか、これほどやっぱり住民にとって身近な問題ということはないというふうに思います。ある区が介護保険料をもっと下げたいといっても、ある区の事情で下げられないとか、そういうことになってしまうというのは、ニア・イズ・ベターに本当に反するのではないかと思います。そういうサービスを遂行していく上で共通のシステムだということは、これはやっぱり独自のサービスの妨げになるのではないかということもあろうかと思いますので、システムについても特別区で実施されるべきだろうと思います。

　消防や水道に関しては、消防法ではっきりと市町村の責務というふうにうたわれているわけで、府内どこでも、若干一部事務組合のところもあるかもしれませんけれども、やっぱり自分のところでやっているわけで、仮に今回大阪市域の分が府に移っても、それは特別区についてだけ大阪府がやる、あとの市町村についてはそれぞれがやっているという非常におかしなぐあいになると思いますので、これも特別区がやるべきものだと思います。

　水道事業はもともと、府は用水供給事業、大阪市はトータルの水道事業としてやってきたという経緯もありますので、これは別に、府に持っていくというのも道理がないというふうに思います。

　９月でしたか、大阪市会の財政総務委員会で東京の一部事務組合等に伺いました。そのときに、東京の一部事務組合はご承知のとおり清掃とか競馬とかもごくごくわずか、ほとんどないと言ってもいいぐらいだと思うんですが、人事は一部事務組合でやっておられました。東京の人事・厚生事務組合では、やっぱりこれは一部事務組合でなければ職員を確保できないというふうにはっきりとおっしゃっていましたね。幼稚園教諭など数の少ない職場とか、その職場の採用の問題だとか、あるいは区ごとの人気に偏りがある中で、偏りなく各区に配置していく問題、あるいは研修の問題などなど考えると、特別区ばらばらではとても人事はできないというふうにおっしゃっていました。この大阪の制度設計では、これを特別区でやるということになっているようでして、これは非常に問題があるのではないかというふうにも思います。事務分担については以上です。

（今井会長）

　ほか、ご意見ございませんか。

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　すみません、先ほどの点以外にも前々回の法定協議会、９月12日の際には修正提案として24ページものの資料を出させていただいております。そちらの５ページ、６ページにもそのほかの事務分担に対しての我々の提案をさせていただいております。一つ一つ申し上げると時間もあれですので、一つは、特別区と大阪府の事務分担に関するものと、また特別区の事務、また大阪府の事務ということで、やっぱり住民サービスの水準が低下をさせてはいけないということ、それと特別区の事務権限が非常に脆弱で、財源的にも弱いものだということの問題点から、そのような指摘をさせていただいております。

　もう一つは、やっぱり広域一元化のメリットが示されておらない中で、非常にこのメリットがあるのかというのが不安でありますので、改めてその際の提案書もあるということを、この場をおかりして申し上げておきたいと思います。

　私たち、消防と水道ということを申し上げておりますけれども、やはり今、市域内でやっているものを、そのままの業務を府に移管されますので、やはりそのことが市民にとって現在よりよくなるのかどうなのか、現在よりよくならないという状況であるならば、やはりそのリスクというものも考え、例えば、水道でしたら市域内・市域外の経営形態の問題、また水道料金、この見直しなどの影響がどう出るのかということも、大阪市民にとっても非常に重要な影響が出てきます。

　また、消防についても今後、府に移管された際に他の府下市町村に消防力の拡散等々含めてどういう問題が起きるのかということも、非常にリスクとして考えておかなければならないと思うので、そういうような議論もしっかりとさせていただきながら、この事務分担については検討させていただきたいと、皆さんと同じ思いを持っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

（今井会長）

　ほか、ご意見ございませんか。

　松井委員。

（松井委員）

　今、川嶋委員からいろいろ、消防が広域に移ることによってリスクがあると、それからやっぱり消防法で基礎自治体の役割と責務とされているという、その話が出てるんですけどね、今の現状じゃなくて、将来的に見てね、住民の安全・安心をいかに守れるかということを考えなければならないと思っています。

　川嶋委員も、もうご存じだと思いますけれども、大阪市は今回、大阪市エリアを越えて消防の指令台の一元化、これを実施する方向で今やっております。これは大阪市消防を中心に広域、他の自治体とそういう形の組織を作ることによって、互いにウイン・ウインになる。指令台を一元化することによって、指令台業務に対しての効率化、これができ、そこで生まれる財源はまた消防の機能強化の部分に財源が回せると。他の一緒に指令台を一元化する、これは松原なんですけれども、そこも今度は大阪市エリアの消防力を松原に、これを使うことができると。これはもう実際にウイン・ウインになるからこそ指令台一元化をやるんですよね。それが、今現状でもそういう形で広域にするほうがプラスになるということが実際わかっているわけですから、まずは広域事務を担う大阪府に移すことで、その後、他の市町村とも協議をしながら、東京都のような、大阪消防庁と言われる、それは東京消防庁と大阪の消防とでは、これ、機能が、力が大きく差がありますから、これだけやっぱり災害が多くなってきている中で、やはり大阪において、西の拠点である大阪消防庁を作るスタートとなるような制度設計、すべきだと思いますし、水道については最適化をめざすべきです、広域で。

　もうここにいる議員の皆さんは、やっぱり大阪は今、水が余っていることはもう十分ご承知だろうし、そして、配水管については老朽化していることもご承知だろうし、配水管をやりかえるには、それなりの財源を確保しなければならない。やっぱり広域でスケールメリットを利用して、要は利用者の皆さんの負担をできるだけ抑えて、水道、水を送ることについて、将来的に持続可能な水道の組織にするためには、やはり広域で一元化していく、これが一番、将来的には住民の利益にかなう話だと思いますので、やはり、今この提案をしている事務分担の内容で特別区を設置していくべきだとこう思っています。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。

　ちょっと川嶋委員のご主張が、いつもスケールメリットをご主張する割には、この事務に関しては特別区側に移管する、特別区側という主張もされていまして、ちょっと曖昧だなというふうな印象をそもそも受けています。

　今、市長がおっしゃったとおり、基本的にここに列挙している事務は公平性、効果的な運営の観点から一部事務組合でしたほうが明らかに将来的にも住民的にプラスになるという検証のもとで行われておりまして、特に消防なんかはもう委員ご承知おきのとおり、府の方と市町村で勉強会も順次進んでおります。

　パネルばっかりで申しわけないんですけれども。

（今井会長）

　はい。どうぞ。

（横山委員）

　大阪市域のことを心配されているところもあるのかと思うんですが、これは今、府の市町村と進めている勉強会のブロック割です。ちょっと印刷の関係で間が割れてしまいました。大阪市は一つのブロックとして今、検証が進んでおりまして、将来的には１ブロックになると非常に効率的だという結論が出ていまして、これを消防力のいわゆる周辺に、こう大阪市の消防力を分けるとかそういう議論ではなくて、全体で効率化することで消防力の強化、人員、あと消防機材の強化につながるという数値の検証も出ています。ですので、心配されているお気持ちもわかるんですが、基本的には、いつもスケールメリットを主張されている川嶋委員の主張にのっとって、これは一部事務組合で行うほうが明らかに将来的に住民サービス向上につながるというのが、そもそもこのシステム、介護保険、消防、水道、共通する観点かと思います。

　以上です。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　スケールメリットというか、私がいつも言っているのは基準財政需要額をきちっと計算して、基本形をきちっと定めて、その上で全体のそのかかるコストも含めて、メリットと比較したときにどうなのかという話をいつもさせてもらっています。

　消防、水道等々を広域ということで、先ほど来のお話を松井市長も含めていただいておりますけれども、広域化、例えば水道については府に移管されてすぐに広域化ということもないでしょうし、消防に至っても先ほどブロック化という中で、各周辺の自治体がブロック化をされる方向を、今、大阪府がリーダーシップをとりながら進めていらっしゃると思います。当然、その動向を見ながら必要な時期に本当にメリットがあるときにきちっとするべきだと、そのときは議論するべきだと思っていますが、現時点で、例えば先ほどリスクで申し上げましたけれども、本当にこの水道について経営形態であったり、水道料金というものが、本来市町村事務でかつ今回府に移管されるエリアが大阪市域のみであるにもかかわらず、その料金決定もするのが、大阪府ということが本当に市民にとってニア・イズ・ベターなのかということも考えていかなければなりません。

　消防に至ってはやっぱり災害のときに、今、大阪市は当然周辺市町村との連携もしております。既に実は消防って昔から全て連携をとっています。消防のいろんな大会も含めて連携とりながら、そういう関係も深めながら、周辺市町村またのみならず、大阪市の場合は他の政令市とともに消防力の強化に向けた取り組みもされております。また、災害が起きた際には、政令指定都市からの協定に基づいて、各政令市がそれぞれの災害が起きた際の支援にも行くというような状況でございます。そういう意味では、消防というのは非常に行政のさまざまな組織の中で一番連携がとれている組織だと思います。ですので、今よりも広域化の議論はまだ先の先だと思いますので、現時点でやはり市民にとって非常に水道、消防についてはメリットがあるというふうに考えますので、移行時においては、当然将来の広域化を否定するものではありませんので、移行時においては消防、水道についてはニア・イズ・ベター、市民の安全・安心、また本当に自治という視点も含めて、特別区に残していくべきだと思います。

　また、システム、介護保険は何度も申しますが、やっぱり４つの特別区でそれぞれ独自施策をするのならば、これを一緒にするということは非常に制約があります。４つの特別区で一体性、統一性を今後市民サービスにおいても維持していくということであるならば、あるならば、逆に特別区４つに分ける必要もないのかなという議論にもならざるを得ません。よって、きちっと各特別区にシステム、そして介護保険については事務を配分をするべきだと思っています。

（今井会長）

　ほか、ご意見ございますか。

　横山委員。

（横山委員）

　どこまでいっても平行線でして、そもそも将来的な広域化に関して是とおっしゃりながら、当面４つの特別区に分けるというそのイメージも正直言って理解しがたいところがございまして、これ以上、多分議論しても前回と引き続き余り着地点がないのかなと思いますので、もう私からはございません。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　川嶋委員の話やったら、今、大阪市が進めている松原との指令台一元化も反対になるけれど、それは反対なの。

（川嶋委員）

　連携は反対じゃないよ。連携は反対なんて言っていないですよ。

（松井委員）

　いやいや、だからそれは今よりは広域になるから、今より広域になるので機能強化はされるんですよ、それは賛成なんでしょう。賛成なんでしょ。ほんならもう広域に……

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　消防は広域化をしたときに多分、市長は当然ご存じだと思いますけれども、東京都の場合の消防でも稲城市とか島嶼部については、消防は別です。なぜならば市町村業務だからです。それぞれの市町村が判断をされます。東京消防も23区は昭和18年の都区制度移管の際に東京市消防から東京都消防になりましたけれども、それ以降、東京消防が広がっていく中で周辺の多摩地域の市町村については東京都が委託を受けてやっているわけですね。委託事務でやっているわけです。だから、そういう意味では、広域化という場合には、歴史的な経過がありますので、大阪の場合は既に各市町村、できています。だから、おっしゃったように、大阪市と松原のような連携というのは当然やっていくべきですよ、こんなん反対していませんよ。これも大阪市は、これまでもやってきていますからね。消防のヘリについても必要に応じて応援に行っていますし、周辺でもいろんな場合には消防が応援に行っています。これもふだんから訓練も含めて大会、いろんな訓練大会も含めて連携をとりながら進めているからでありまして、だから、先ほども言った連携が一番進んでいる、行政の中で一番進んでいるのは消防ですので、それをしっかり連携とれば、いけたら、何を言っているかというと、特別区になる際に市民にとってリスクがあるでしょ、だから我々、やはり住民の代表として本当にリスクがあるのかないのか、あるならあるということは市民に示すべきだと思うんですね。このリスクがあることを示さない、このまま住民投票にいくことのほうが非常に問題だと思っているので、その辺はしっかり議論させていただきたいと思っています。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　僕は、市民にとっては消防力を強化するのはノーリスク、プラスしかないと。だから、連携はやってきたんですよ、これまでも。でも、今度は指令台一元化するので、一体にするんですよ。連携よりも一元化のほうがより機能強化できるから、そういう判断をしたわけです。それは川嶋委員も了解しているわけだから。だから、より消防力強化することで市民の皆さんが安全・安心になるのなら、今の時点で広域行政が主体となって消防、水道をやると。だから、連携はやれているんですよ。それ以上に一体化のほうがこれはメリットがあるとはっきりしているから、指令台一元化するんでね、だからそういう方向性でこれは広域が事務を担うことは、市民の安全・安心にもよりプラスと、これは一番わかりやすい話だと思うんですけどね。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　いまいちその一元化のリスクというか、さっきからおっしゃられている危機感のものが全く伝わってこず、何かもう無理やりこの特別区側に持っていっているようにしか、正直言うと印象がなくて、その市長おっしゃるとおり、何か市民にとって、その、今既にもう水道も消防も広域化して、メリットを作るように今研究を進めている中で、いや、大阪市は４つにこの分けるという、ちょっといまいち主張の根幹の部分が伝わってこず、全く理解ができないんですけれども。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　やっぱり我々は住民の代表ですので、リスクというものをしっかりと我々は考えないといけないということをまず申し上げているのと、やっぱり基礎自治優先の法則であったりとか、やっぱり住民自治というところを考えた場合に、持っていくべきだと。消防については、消防については、府下の広域化というのは今考えていらっしゃいますけれども、８つでしたか、ブロック、たしか。６つかな。

（横山委員）

　８です。

（川嶋委員）

　８つのブロックで考えていらっしゃると思うんですけれども、それもそれぞれのブロックが一つの消防になるのか、それが全部、大阪府が全部職員も含めて組織も移管をして委託を受けるような形にするのかと、その辺の議論も全部きちっと見定めてからではないと、大阪市域だけの消防を大阪府に現時点で移すということに対して、やはり先ほど申し上げたことも含めてリスクというものを感じております。やっぱり消防力というところできちっと災害の対応も含めて、今、大阪市でしたら大阪市長の指揮命令で消防も動きます、特別区になったら特別区長の指揮命令で消防が動くというほうが市民にとってというか危機管理という面ではあるべき姿かなと思っています。ただ、東京のように、あそこは歴史的な経過がありますけれども、将来的に広域で一元化をした際には、当然その形は委託に、東京では市町村の消防は委託にはなっていますけれども、基本的に一体で本当にああいう運営が東京のようにできる状況になったら、それはきちっと前向きに検討したらいいと思うんですけれども、今、将来こうなりますよというその言葉だけで、そこに市民の安全・安心を委ねるということは非常に我々としてはリスクがあると思っております。これは多分、こちらの席で大阪市会議員で座っていらっしゃる先生方は、その辺も市民のことを考えて多分そのような判断をされるはずだと思うんですけれども、我々の思いとしては以上です。どうぞ。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　いや、大阪市議会議員の藤田ですけれども、全くそのように思わないので、勝手に決めつけないでいただきたいというふうに思います。

　先ほどからリスクがお好きなようでリスク、リスクと言われるんですけれども、もちろん、この素案自体がいろんなリスクを勘案した上で作られているということもご理解をいただきたいですし、一方で言うのであれば、４つに分かれた特別区にそれぞれ消防指令を置いていくということのほうが、私はリスクを考えるべきだというふうに思っております。

　以上です。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　一緒でして、介護保険もそうなんですね。余りリスクの中身に言及していただけないので、じゃ、介護保険を４つの特別区が担った場合のリスクというのは、例えば介護保険料の差異が出ますよね。これは一部事務組合で行えば当然、そこで料金の公平性は保たれますので。所要の条件のもとで既に自治体間で介護保険料の差異が出てしまうことを是とするという意味なんですか。これは我々が考えるデメリットなんですけれども。何かリスクに具体的に言及していただかないと。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　介護保険でいくと、さまざまな介護の関連の施策に関しては介護保険料が約半分、その残りの半分が公費になりますけれども、そういうことも含めて、施策を各自治体が打った際の全体に係る介護の費用、高齢者の施策の費用というところが上がる可能性もあります。それは人口構成も含めて。その際には、当然、保険料というのが上がる可能性もありますよね。でも、上がるけれどもその分、その自治体に応じたサービスができるわけじゃないですか。それを、自治体によって必要なサービスだったら必要になる。でも、そういうことを含めて、いや、本当にね、４つに分けて基礎自治体特別区長が全部決められるんですよ、特別区長でやるんですよと言いながら、実は分けるとコストがかかるもの、分けたらコストがかかるものを一つにしながら、実はそこは制度の一体性、システムの一体性、施策の一体性を求めるから逆にそっちのほうが、本来特別区というものをめざすのであったら、本来の特別区の姿ではないでしょう、ということをずっと言わせていただいているわけです。

（今井会長）

　紀田委員。

（紀田委員）

　川嶋委員は先ほど介護については広域化の議論は否定されないとおっしゃいましたよね。つまり、大阪市域を越えて広域化していくという議論について否定されないものというふうに考えているんです。実際、これから少子高齢化が止まる兆しはありませんし、どんどん介護保険の財政というのは厳しくなってきますので、財政基盤の強化こそ求められると思うんですね。ということは、現在、市町村で原則としてやっていますけれども、一部広域化している地域もあるんですけどね、どんどん広がっていく方向だと思うんですよね、大阪においても。そうなると、今、大阪市で一つの、大阪市が保険者となって運営しているんですけれども、これ４つに小さくしていくというのは、とてもですね、財政基盤という観点からは弱くなっていく方向だと思うんです。私たち、特別区を設置するというのは、例えば首長が４人になって、より住民のそばでですね、意思決定できるとか、いろいろメリットがあるところについては特別区が担っていく、逆に、広域化したほうがいいところもまだまだあると、水道ですとか介護もそうじゃないかなと思うんです。そうやって一番いいところ、ベストミックスをとっているのがこの案だと思うんです。その意味で、どうして介護保険について広域化を進めていくのを是とされながら、大阪市域については４つに保険者を分割したほうがいいというふうにお考えになるんでしょうか。

（今井会長）

　北野委員。

（北野委員）

　今の紀田委員のご指摘にお答えしたいと思うんですけれども、私たち、最初から、特別区設置の時点から一部事務組合を設置することについての、おかしさというものを感じておりまして、当然のことながら、自主自立の特別区をこれから設置していくわけですから、その特別区長が決めたり、あるいは特別区議会が決めていくという性質のものではないかと思っているんですね。

　先ほど介護保険料の統一感というものがなくなるじゃないかというお話が出ましたけれども、それを追い求めるがゆえに、ほかの高齢者施策だとか、そういうものは全部切り捨てといいますか、当然、全部と関係しているにもかかわらず、料金の統一性、公平性というものだけを担保するだけのために、この一部事務組合に何でもかんでも事務を詰め込んでしまうというのは、先ほど申し上げました、ちょっとお金のかかるもの、例えば介護保険事業でしたら2,700億かかるわけですよね。こういうものを最初から事務組合に入れるのはおかしいというふうに申し上げているだけでございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ちょっとその１つ前の論点について質問しようと思っていたんですけれども、川嶋委員は特別区に分けるのがニア・イズ・ベターのために分けるのであれば、連携するのがおかしいというようなことをおっしゃるので、それであれば、今の大阪市であってもですね、基本的には基礎自治体として独立した事務を行いながらほかの自治体とは連携をしていっているということなので、何ら大阪市のやり方と変わらないと。何か特別区だけに一部事務組合を認めずに、全て特別区内で処理しようというような言い方は少しアンフェアじゃないかなというふうに感じていました。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　アンフェアとかそういう話ではなくて、きちっと議論しているので、介護保険については、例えばシステムと同じ一部事務組合に入っているということで、もし介護保険だけで、ある自治体が、やっぱり、うちはきちっと自主自立でやっていくという判断をしたときに、システム改修費から何から含めてとんでもない費用を負担しないといけなくて、実は一部事務組合というのはいつでも抜けることができるんですけれども、抜けようと思っても結果的に費用を自前で設定せなあかんとか、または、もともとある一部事務組合に対してある程度費用を負担してからしか出られないとか、いろんな問題が出てくるので、一部事務組合を最初から、ごちゃごちゃのものを作る中ではリスクは高いですよ、独自の施策をいざ打とうと思ったらできませんよということを前から申しています。

　あえて今回、もう一つの視点でいくと、基礎自治優先の法則でいくのだったら当然分けておくべきなんでしょうということを申し上げた。それがいいというのではなくて、本来あるべき姿は、特別区をめざすのであったら、本来あるべき姿はどうなんですかということをいつも言わせてもらっていますけれども、そこに一部事務組合を持つということはちょっと問題かなと。本当にね、一体性を求めるのだったら、それこそ入り口論をするつもりはありませんけれども、そっちへ戻ってしまう可能性もありますので、その辺をきちっと本来あるべき姿、特別区に分ける以上は、市町村事務で一体性が要らないということならば、きちっと各特別区に配分するべきです。

　東京都においても基本的には市町村事務で、一体性が必要なものは東京都が担うということです。地方自治法、すみません、今何条か忘れましたけれども、東京都の場合は23区、その大都市地域において一体性が必要なものは東京都の事務として担うとなっているんですけれども、一部事務組合という発想はないんですね。一部事務組合をする際は、やっぱり特別区が特別区のそれぞれの判断によって一部事務組合というものは作るべきだと思いますので、その辺の議論はきちっと、本来あるべき姿、また市民にとって本来あるべき姿は何なのかというところから、きちっと考えていただきたいなと思っています。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　今の議論も全く同じで、一部事務組合を作ること自体だけを取り上げて、勝手に判断をするというんですけれども、これ、我々が考えるには、当然こういうものは広域化するべきという論点に立っていますので、それを無理やり分割してシステムを作って、その初期経費を無理やり特別区に乗っけた状態でスタートするということを勝手に決めてしまうというのも、これもまた特別区長、区議会に対して何というか、信任にもとるものじゃないのかなというふうに思っています。勝手にそういうコストがかかるものを、こっち側で必要のないようなものを積み上げてやっていくというのは、ちょっと違うのかなと。そして、必要がある、必要がないという議論もまさに今ここでやっているわけで、我々としては介護保険というのは広域化していくべきという論点に立っていますので、同じ論点に立たれるのだったら、この４つの特別区で一部事務組合を作るということに対して具体的な何かリスクというものを上げていただかないと、議論がまとまらないのかなというふうに思っています。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　明らかに一体性を、もし求められるのだったら、これ、入り口論に戻りますよという話ですよ。大阪市として一体性が必要なんですかということを、私たちあえて入り口論にいく気はないけれども、入り口論ですよ、一体性が必要と、まして今の段階で一部事務組合を作るという判断をするということは、東京都でも一部事務組合というのは人事・厚生の一部事務組合と、競馬会のやつかな、あれしかないんですよ。2000年に地方分権一括法で、あのときに東京23区がいわゆる基礎自治体として認められたときに、環境問題、ごみ処理の問題も当然自分ところでやるべきだという中で、だけれども、ごみ焼却とかそんなのはやっぱり工場のあるところ、ないところがあるから、そこは一部事務組合というのは特別区の判断がされたけれども、やっぱり特別区が判断する問題を一体性が必要だからということだったら、これ、入り口論の話になりますので、やっぱりあるべき基本的な姿というものをしっかり考えて議論をして、その上でメリットが、ちょっと足りへんけれども、ここはこうしたらメリットが、最終的にこれが享受できるという議論だったら我々ももっと議論できるかなと思いますけれども、何か抽象的な、お互い話になっているのが非常に難しいし、しんどいなと思います。

　以上です。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　全然、抽象的にするつもりもなくて、一体性が必要だから今の大阪市のままでいいというのは非常に暴論でして、僕らは、あまたある事業、特別区は今大阪市が担う2,840事務のうち2,412事務ですね、これほどがニア・イズ・ベターがいいという議論をしている中で、じゃ、介護保険とシステムは自治体クラウドの発想をこの間議論しましたし、介護保険は公平性、効率性の観点から一部事務組合でしたらどうかという具体的な話をしているのに、そこで公平性、効率性をいったら、いや大阪市に戻せというのは、これ非常に暴力的な議論ですね。そういうふうに受け取れますので、以後控えていただきたいと思います。

（今井会長）

　この議論は時間の関係で終わりますから、最後、山中さん。

（山中委員）

　重ねて、やっぱり介護保険は、広域的に行うものだなんていうのは、実際に介護の事業に当たっておられる方や、あるいは介護の世界で、必死で少しでも良くしようと思って頑張っておられる方たちにしてみたら、何で広域なんやというふうに思われると思います。やっぱり必死でその地域で、どうしたらよりよい介護にできるのかと考えておられる、そこから考えれば、やっぱりそれは身近なものでしょう、やっぱりここでそれぞれの自治体で決められることでしょうというご意見を申し上げているのに、広域で当たり前だという根拠もなくおっしゃるというのは、介護に当たっておられる方に本当に一遍聞いてみたほうがいいのではないかなというふうに思います。

（今井会長）

　最後、そしたら理事者２人から。

　吉村委員。

（吉村委員）

　まず消防なんですけれども、やはり消防力の強化、これは大阪市域も含めた消防力の強化というのを考えたときには、やはり広域化は絶対すべきだと思います。台風19号が来まして、随分広域で被害が発生しました。あのときもそうですし、僕が市長やっているときもそうでしたけれども、西日本の豪雨がありまして、あのときに大阪市の消防隊を派遣しました。そのとき、大阪大隊というのを作って、いわゆる大阪府下の消防隊員で一つの大阪府全体での大隊を作って派遣をして、やったわけですけれども、それで戻ってきたときに、僕はリーダーが大阪市の消防局だから、僕がねぎらうという話をしたんだけど、いや、それはちょっと待ってくれと、大阪府下は市町村それぞれ首長さんがいらっしゃいますから、どこか、大阪の消防学校ですかね、そこに戻ってきて、そこにぼくは行かずに、帰ってきた大阪市の消防隊員、大阪市の市役所の前で迎えるというようなこともありました。これは本当に小さな話ですけれども、要は大阪の消防力を強化するというのを考えたときに、今、司令塔というのはやっぱり作るべきだと思います。

　そもそも大阪市も小さいし、大阪府自体もそもそも小さいエリアで、大阪府の面積なんて静岡市とか浜松市と大して変わらないぐらいのちびこいエリアで、ここでしかも大都市で都市性が高いということになってくると、やっぱり今後、大規模災害というのが、大阪府も含めた非常に大きな災害が起きるということを考えたときに、この消防力っていうのが、東は東京消防庁がありますけれども、西に拠点となる消防庁がないっていうのは、僕はやっぱり大阪の弱みだと思うし、大阪市域も含めて大阪の消防力を高めていくためには、やっぱりここは広域化をめざしていくべきエリアが大阪だと、僕は東京と並んでやるのが大阪だと思います。

　それから、水道についてもこれは完全に水余りの状況になったのは皆さんもご存じのとおりでして、最適化ができていないから最適化をやっていこうと今進めてます。国のこれはもう自公のほうで決めた法律ですけれど、自公のほうが決めた法案でも水道というのはやっぱりこれから広域化していくべきだというのが改正水道法の精神でもあります。その中で大阪市とかつて持っていた大阪府の水道、今、企業団になってますけれども、最適化になっていない。まさにこの水道についてもやっぱり広域化をめざしていくというのが大阪のあるべき、進むべき道じゃないかなと僕は思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　川嶋委員と話がすれ違うのは、地方自治体の責務というものに対しての認識の時代が、結局、地方自治法をいつもいろいろと掲げ上げていろいろ話されますけれども、これはやっぱり、だから、昭和の時代の地方自治体の責務の話をされる。それでいくと、国保も本来は基礎自治体の責務でやったほうがそれはいいに決まっているんですよ。ところが、時代が大きく変わって大きな財源のバックボーンがないと国保がもう成り立たない。余りにも格差が出るから、今度、広域自治体が国保を受けるようになったわけでしょう。

　だから、地方自治体の責務というのが、それは昭和の責務はよくわかるけれども、今、令和の時代で、そして大きく行政の制度を変えようとする中では、今後、未来を見たら介護保険についてもやっぱりある一定の大きな財源のバックボーンがあるほうが安心してみんなサービスを受けられると。それと、山中さんが言うけれども、介護保険を一部事務組合でやってんのは、くすのき連合といって大阪府下、あるんですよ、ほかでも。そのほうが、要は財源基盤が安定するからやってるんです。これからやっぱり超高齢化でもう誰しもがやはりある一定の介護サービスが必要な中では、大きな格差にならないための組織づくり、これを必要だということですよ。

　だから、地方自治体の責務というものを昭和の時代に固定化して考えるんじゃなくて、やっぱりもう未来志向で物を考えたときには、今回の協議書のとおり、やはり大きな財源のかたまりが要る部分については事務組合、それからさらに機能強化ができる消防についてはやはり広域自治体、それから水道についても最適化をめざすと広域自治体が役割を担うと、この方向で話をまとめるべきだと、こう思っています。

（今井会長）

　もうその二人。山中委員。

（山中委員）

　くすのき連合、松井市長おっしゃったくすのき連合は確かにあります。あって、しかもそこが検証して、今それぞれの、例えば門真市だったら門真市がもっとこうしたいと思ってもそれができないという、そういう今総括が出てきているわけで、やっぱり丁寧な議論が必要だなあ、というふうに思います。それと国民健康保険は市町村の責務というより、これは国がちゃんとすべきものであって、それと介護保険の議論と一緒にするのはちょっとおかしいんじゃないかと思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　広域化のためにするというので広域化の絵がまだ見えていない中でリスクが高いので、広域化については改めてその状況を見ながら段階的に私たちはそれは移管を考えたらいいということを申し上げていて、移管、これから特別区設置、大阪市を廃止分割して特別区を設置する段階では、大阪市域の消防のエリアのものをそのまま大阪府に、水道もそのエリアのものを大阪府にということでいくので、それは当面基礎自治体に置くべきでしょうという話をしております。

　水道に至っても、実際、広域化で大阪市以外のところは広域連合ありますけれども、あそこも本来大阪府がやっていたのが移ったわけですよね。実質、企業団といいながら一部事務組合と同じ運営ですけれども、あそこは上水はやっているけれども配水までやっていない、給水は各市町村がやっているわけですね。やっぱり基礎自治体としてしっかり水道の事業をやってらっしゃるわけですよ、住民に近いところで。

　やはりそういうことも含めて、広域化と一言でおっしゃるんですけれども、非常に中身が、きちっと詰めていくと、やっぱりもうちょっと議論するべきだなと思います。ですんで、時間がないということでしたらあれですけれども、まだ改めて今、代表者会議でも12月の日程も含めて調整しておりますので、改めてのこのテーマに対しての議論をさせていただくことを求めておきます。

　以上です。

（今井会長）

　この項目については以上で終了させていただきます。

　この項目について、若干素案に対する見解の相違をすごく私も感じるわけですけど、協議内容の方向性についての総括をさせていただきますと、自民会派の修正意見を支持するということは特段それほど多くなかったというふうに思います。また、その他に、ほかに素案を修正すべきという意見もあえてありませんでした。今後はこの素案について、その方向性について、システム管理と介護保険は一部事務組合で共同実施するというその立場で、消防と水道は、これについてはいろいろご議論ありましたが、広域行政の最適化、効率化、スケールメリットの利用ということを考えると、大阪府の事務とするといった方向が基本的に優位というふうに判断します。そういった方向で取りまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

　次に、住民サービス、窓口サービスの維持について、移りたいと思います。

　次の項目ですが、住民サービス、窓口サービスの維持に関しての議論に入りたいと思います。この件については、公明会派から、事務の承継に当たっては素案にある大阪市が実施してきた特色ある住民サービスの維持に努めるではなしに、明確に維持すると協定書に記載するということ、また、保険年金や子育て、生活支援などの現在の市民窓口サービス、いわゆる区役所機能を維持し、地域自治区の事務所、前回の協議会では現在の区役所という名称を使用するとの提案がなされましたが、に承継するとのご意見がございました。

　住民サービスの維持に関しましては、参考資料として附属資料Ｄを作成しております。このことに関しまして簡単に説明させてもらいます。事務局、よろしくお願いいたします。

（事務局：大下制度調整担当部長）

　制度調整担当部長の大下でございます。

　資料１、論点ペーパー附属資料Ｄ、住民サービスの維持につきましてご説明させていただきます。

　表紙をめくっていただき、１ページをごらんください。

　事務の承継の方針につきましては、さきの協議会におきまして、上段に記載しておりますように、特別区設置時にこれまで大阪市が実施してきた特色ある住民サービスを維持するよう努めるとの素案の記載内容について、努めるとの文言を削除し、住民サービスを維持することを協定書に明確に記載すべきとの意見が示される一方、特別区設置後の住民サービスの提供は特別区長等において判断するものとの指摘がございました。この２つの視点を踏まえまして、住民サービスにかかわる方針を協定書に記載する場合、表の右側のように、設置時点の方針と設置後の方針を分けて記載することが考えられます。

　まず、設置時点については、素案と同様に、行政のノウハウ、高度できめ細やかな住民サービスを低下させないよう、大阪府及び大阪市は適正に事務を引き継ぐとの方針を記載した上で、特別区の設置の際は大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、その内容や水準を維持すると明記することが考えられます。

　また、設置後については、旧協定書と同様に、各特別区及び大阪府はサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検証を行い、住民サービスの向上に努めるとの方針を記載した上で、特色ある住民サービスについては特別区設置の日以後においてもその内容や水準を維持するよう努めると記載することが考えられます。

　２ページの下段の部分は、参考として旧協定書の事務の承継に関する部分を抜粋して記載しております。

　資料についての説明は以上でございます。

（今井会長）

　ありがとうございます。

　ただいまの説明にもありましたように、公明会派からのご意見を踏まえ、協定書への記載の方向性としてお示しをさせていただいています。

　なお、窓口サービスの維持に関しましては、素案においても地域自治区の事務所で引き続き実施することとしております。そのことも含めましてご協議願いたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

　藤田委員。

（藤田委員）

　先ほど来、議論されております事務分担に沿って適切な住民サービス、窓口サービスの維持、あるいはニア・イズ・ベターの実現による住民サービスの向上が図られるものというふうに考えております。先ほど、保険料の一部事務組合化によって、じゃあ、もともと大阪市でいいじゃないかっていう議論になりそうになるんですが、この皆さんのお手元にあるように、これだけの膨大な数の事務を特別区と広域のほうに仕分けをしていただいておりまして、これを見るだけでもかなりの部分が特別区に仕分けられると、これによってニア・イズ・ベターの実現ができるということは明白であります。これは住民サービスの向上につながるものというふうに確信をしております。

　さらに、前回、公明党さんからご提案もありまして、今回、新たな資料が提示されたところでございまして、この方向性に沿って適切な事務の引き継ぎと住民サービス、窓口サービスの維持、拡充がされるものと考えております。

　以上でございます。

（西﨑委員）

　公明党は、これまで大阪市民や住民が安心・安全に暮らすことができるように市民目線の施策やまちづくりを推進してまいりました。特別区設置後も住民サービスを低下させないため、設置の条件として提示し、今回資料に反映していただいたと受けとめております。

　この住民サービスとは、例えば子ども医療費助成制度、これはもう０歳から18歳までの子供に対して一医療機関ごとに入通院各１日当たり500円以内で月２回を限度とし利用できます。また、塾代助成事業においては子どもの学力向上のため、学校外の教育にかかる費用１万円を上限に約１万8,000人に対し助成しております。新婚子育て世帯では、分譲住宅購入融資利子補給制度によりまして、初めてでも住宅を取得しやすいよう、ローンの利子の一部を補助しております。平成30年度3,113件を受け付けております。重度障害者等においては日常生活を営む上でタクシーの利用が必要な場合、その一部、タクシー500円、リフトつきタクシー2,000円を上限として外出支援において約２万9,000人が利用しております。さらに敬老優待パスでございますけれども、70歳以上の方の約60％、31万人の方が交付を受け、さまざまな社会活動に出かけておられます。

　これらはほんの一部の事例でございますけれども、大阪市ではこうした施策を推進してまいりました。また、前回の法定協議会では窓口サービスの維持につきまして、地域自治区の名称を現状のまま○○区役所、区役所を残すという方向で議論されました。現在の窓口サービスの機能をしっかり継承していただきたいと、あわせて申し添えておきます。

　次に、住民サービスを低下させないために財源配分の話に少し触れさせていただきますけれども、今後、特別区においても現在大阪市が行っている住民サービスを維持、拡充させていくことが必然だと考えております。制度移行後、実際に住民サービスを低下させないためには、適正な事務遂行を支える十分な財源確保が重要でございます。よって、大阪市の特色あるサービスの財源を担保するためには、素案を超える財源配分の検討をお願いするとともに、何らかの形で協定書に明記することを要望しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（今井会長）

　ほかありませんか。

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　すいません、今、公明党さん、財源配分についてということで要望をされておられますけれども、それを実現されるか、されないかっていうのは、要望だけというイメージでよろしいんですか。なぜならば、これまでいろんな形で財政調整、この次の課題になるんですけれども、財政調整についていろんな議論をこの場でも公明党さん、されてたんですけれども、その点は要望だけということですか。あとこれ、維持されるという文字になった後、要望してこれでいいというご認識なんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

（今井会長）

　公明さん。西﨑さん。

（西﨑委員）

　現在は要望させていただくということでございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　制度設計の素案について、我々、これまで事務とお金が、財源と仕事が一緒にセットで動いていくということを高く評価してきたというのは一つ、我々のスタンスであります。この素案でも考え方が踏襲されているものであります。ただ、一方で、やはり大阪市が実施してきたサービスを特別区と大阪府が確実に引き継いで、さらにサービスを拡充させていくという考え方のもと、財政基盤が重要であるという観点は我々も一定理解をするところであります。我々の会派として考え方をまだまとめている段階ではありませんけれども、知事のほうでも一定ご検討いただければというふうには思っております。

　以上です。

（今井会長）

　川嶋さん。

（川嶋委員）

　すいません、特別区になった際の地域自治区事務所を区役所という、ちょっとややこしいけど、基本地域自治区事務所と申し上げますけれども、地域自治区事務所で行っている事務と、現在、大阪市、政令指定都市としての大阪市が行政区として行っている事務が、基本的にはそれが維持されるという、こういうお話だと思うんですね。それを維持するということでこの表現になり、公明党さんの先ほどの意見表明だと思うんですけれども、これ、素案でいくと職員数は現行の24区の場合はたしか4,447人って書いてあったと思うんですね。特別区の24地域自治区事務所、これが新しく区役所と呼ばれるんですけど、これが3,398人なんですね。約1,050人ぐらいは職員数が少なくなるので、本当に維持できるのかどうかなと思うんですけれども、まず、そのちょっと事務局、すみません、今私が言ったやつは平成30年12月27日の協議会の資料の組織体制のところに書いているんですけれども、もしすぐ数字がなかったらいいんですが、今私が言ったように現行の24区役所の人数と、素案にある地域自治区の事務所、いわゆる皆さんが区役所と言われている地域自治区事務所の職員数っちゅうのは、やっぱり1,050人ぐらい違いますよね。ちょっと事務局。

（今井会長）

　ちょっと待って。事務方、答えれるんですかね。

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　ただいま委員からご質問を受けた分ですけども、素案のほうに記載しておりますのが平成28年度の24区役所の非技能労務職員数につきましては4,447名、特別区素案におけます地域自治区事務所の非技能労務職員数は3,398名ということで、第17回の法定協で報告しました資料に記載しております。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　今、事務局から紹介された数字なんですけれども、今の現行の24区役所の職員数というのは窓口業務に携わっていない職員の数も入っていますので、そこを比較するのは意味がないと思います。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　ちょっと考え方の部分ですけども、今は大阪市役所の本庁機能があるもとで24区役所で窓口サービスもし、ある程度24区のところで業務が処理できるところまでやっている。これを特別区作った場合には、４つの特別区のもとでその平均６つの行政区があるわけでございますけども、組織体制の検討に当たりましては、そのうちの総務的な業務であるとかバックヤード的な業務については、ある程度、今の大阪市の本庁機能を４つに分けたところ、特別区の本庁のほうに集約するという考え方、こういうことを考え方として持ち込んでおりますので、その4,400と、3千、人数、ちょっと今忘れましたけれども、その人数の違いが出ているところでございます。なお、この考え方というのは総合区の検討を行ったときにも基本的に同様の考え方で行ったものでありまして、窓口における業務というのは維持されるというふうに考えております。

（今井会長）

　北野委員。

（北野委員）

　先日の10月24日の法定協議会でも議論になったところなんですけれども、議論が結構錯綜しておりまして、特別区の区役所、つまり24地域自治区事務所というものと４つの特別区に１カ所ずつしかない、いわゆる官房庁舎だとか総合庁舎でやる仕事の内容が、今も局長の表現でそういう類いのというふうな表現がありましたように、明確になっていないから余計ややこしいんですね。それ、全体で足りないのが1,000人なのかという議論だと思うんですけど、10月24日の法定協議会で守島委員が、区役所機能に変更はないというふうにおっしゃったのがそれを象徴していると思うんですけれども、この区役所というものが一体その本庁機能を有した総合庁舎なのか、それとも窓口サービスを行うであろう地域自治区事務所のことであるのかということが、もういろいろ、市長もいろんなことをおっしゃいますし、それで錯綜しているもんですから、一体どこで何が具体的に行われるかというものが今議論の枠外に置かれたまま議論しているので、余計市民の皆さんも聞いていてわからないと思うんですね。これを一度整理していただかないと、何がどこでやられているのかということがわからないと、どこに何が必要なのかとか窓口サービスが維持されるのかということも議論ができないというふうに考えます。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　すみません、錯綜は全然していないと思います。4,400人の現員数が地域窓口的にいうと3,300人、400人になるというところは変わってなくて、その点に関して地域自治区が今の行政区の役割を担うっていうことは何ら変わってないです。この前は庁舎コストを下げるという観点で中之島庁舎を活用するっていう案が提示されたんで、本来特別区の本庁舎でやろうとしている業務の一部というか、危機管理部門と政策企画部が本庁舎でやる、それ以外の部分を、使える部分は中之島庁舎を使おうということになったので、何ら仕事がやる部局というのは整備されているのが今の現状です。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　資料は、12月27日第17回の組織・課別のところで、特別区の組織図も出ておりますし、また第９回、昨年４月６日の素案全部のやつも、事務分担の13ですね、ここに特別区役所、このときは地域自治区役所と記載されていますけれども、区役所と特別区役所、本庁舎のほうで負担する事務も分かれています。さらに組織の人員の計算に当たっては適正にされているという議論は山ほどしてまいりましたし、またご懸念の点がちょっと伝わってこないので、きっちり素案の中には事務の分担、あと職員の適正配置、財政シミュレーションへの反映、全て組み込まれているという認識です。

（今井会長）

　はい。川嶋委員。

（川嶋委員）

　今言われたのが平成30年12月27日の法定協議会での資料ということでありますけれども、そのときには既に人数が減ってます。だから、本当に私たち、ずっと人員体制のところで言ってるんですけれども、本当にこの体制でいけるんですかっていうことは言わせてもらってます。それはちょっと置いておいたとして、これ平成30年の議論なんですね。だから、今、公明党さんの提案を受けて、維持するものと努めるというのをとって維持するといっているわけですよね、そういう方向にいくと。その維持するとなった段階で、この平成30年からは、体制としては、やっぱり見直しはするべきだと思うんですけど、この見直しはしないということですか。やっぱり維持するとなった段階で、例えばいろんな事務が各区役所でありますよね。例えば現行の区役所の機能でいくと、例えば国民健康保険に関する手続、保育所の入所手続、生活保護の相談、申請、健康診断、予防接種など、いわゆる窓口サービスに附随するようなこういうものもありますし、例えばそれぞれの区役所で実施されている今やったら小学校の適正配置とか学校選択制の問題、また学校、家庭、地域、はぐくみネットのこととか成人式の記念事業のこととか防犯、交通安全とか、それぞれやっぱりやってるんですよ。あと地域福祉活動サポーターもそうですね。だから、そうやっていろんな事業があるんですけれども、これをきちっと本当に今維持するということになったときに、平成30年12月27日の3,398じゃなくて、やっぱりこの人数もきちっと見直しをしておくべきではないんでしょうかということを言わせてもらっているわけです。

（今井会長）

　なお、職員数に関しては次の法定協で組織体制、職員数についてはここで特段議論するんで、ここではもう、一定程度終結したいと思いますので、はい。

　山中委員。

（山中委員）

　この問題での冒頭の副首都推進局の説明に対して、日本共産党としての考えを申し上げておきたいと思います。

　維持するというふうに表現しようが努めるというふうに表現しようが、私どもはやっぱりこの素案をずっと見てきまして、住民サービス維持ということはできないのではないかと思います。庁舎についても中核市並みというこれまでの看板はどこかに行ってしまって、庁舎は作らないと、タコ足にしながら、この中之島の本庁舎も使うという形で、コストを随分削減しようとされておられますけれども、それでもシステム改修だとか一定設置コストはかかります。同時に、副首都推進局が作られた非常に少なく見積っている素案でも、職員はやっぱり全体で最低でも330人増えるということになっているし、システム運営経費も増えるわけで、やっぱりコストが増えてしまう以上、今の制度設計でいけば維持と書こうが努めると書こうが維持はできないというふうに私どもは考えています。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　もう一つ、実はすごく大事なことがあって、区役所機能を維持する、今の区役所機能を地域自治区事務所になっても維持するということで非常に大事な問題があって、今だったら大規模災害が発生したときには大阪市の災害対策本部に加えて24区ごとに各区長を本部長とする区災害対策本部も設置されるんですね。

　やっぱり維持するということは、こういうことも含めてきちっと成立する組織なのかどうか、次、組織体制のところの議論だっていうことですけれども、この辺をきちっとするべき、きちっと議論した上でしか判断できないと思うんですね。維持すると書いたからこれでいいねんというのはちょっとイージー過ぎるなというふうに思うので、この辺は、私たちとしてはきちっとさらなる議論を深めていくことを求める次第でございます。

　今、財政調整のことには触れてませんけれども、やっぱりこの裏にあるのは先ほど公明党さんも財源の配分というお話もありましたけれども、しっかりと財政調整のお話がなければ、実は財政的な裏づけがないままの議論になっているなっていうことで、非常に市民にとってはこれが本当に可能かどうかということのきちっとした裏づけがまだできない中での議論だと思いますので、改めてこれを議論する、財政調整も含めた中でまた議論させていただきたいと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　組織体制、次回議論されるんですけど、組織を運営するに当たって事実としてなんですけど、大阪市はこの８年程度で非常に大きな職員数の減というものをやってきていますよ。その中で組織の体制は非常にコンパクトになってきたけども、事実としてサービスは拡充されてるんです。今の区役所の人員体制っていうのは、要はバックヤードにいる人たち、総務系、そういうものは特別区役所に移るわけで、だから、単純に人が減るから窓口業務ができないということとは全く違うと思うし、それから、山中先生はもう共産党の考え方なので仕方ないかもしれないけども、今回、都構想の理念というかこういうものがある中で、各特別区のエリアにおいて、これは公明党さんの要望もあり、公明党さんの提案もあり、要は虐待の子どもたちの施設、児童相談所ね、４カ所作るわけですよ、一時避難所も。これは十分特別区として現状よりも機能強化できているということなんです。だから、今度はその各特別区において選挙で選ばれた区長がさらにその児童相談所の内容を高めていけばいいわけで、これは間違いなく機能強化にはなると。この、人の、区役所の人員配置のことだけで特別区はもう機能ダウンだっていう、そういう決めつけはやめてもらいたいなと思いますね。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　すみません、松井市長、今のことは私に対しておっしゃったんですか。私、区役所の体制どうのと一言も言っていませんけれども。

（松井委員）

　いやもうセットですわ。

（山中委員）

　何でセット、全然違います。私が申し上げたのは、区役所の体制とかそういうこととは全然関係ありません。この制度設計、この財源配分でいけば結局コストが増えてしまうことによって住民サービスは低下せざるを得ないだろうということを申し上げただけです。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　体制の話は次という話ではありますけれども、基本的に人数が今よりも約1,050人減るという中で、総務系はバックヤードで云々という話ですけども、現実的に24区、私も身近に区役所を見てますけれども、総務機能がそんなにたくさん、こんな24区でこれぐらいおるのかといったら、そんな、やっぱりおるようなイメージがないんですよ。ですんで、これだけ減る中で、これは平成30年12月の資料ですけれども、先ほど維持するというふうに、努めるから維持するという言葉に変わった段階でこの数字は見直すべきなので、これは改めて次の人員体制のところでお願いをしたいと思います。

　もう一つは、やっぱり住民サービスが維持されるかどうかっていうのは、次の財政調整の問題に非常に影響を受けますので、そこでもしっかり議論させていただきますけれども、安易にやっぱり住民サービスが維持できますよというのは、これについてはしっかりと我々は議論をするべきだと思いますので、よろしくお願いします。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　今のお話でしたら、維持すると努めると書いていたときには、もう最悪守れなくてもいいみたいな感じでやってたというように聞こえるんですけれども、全くそうではなくて、もともと維持するように努めると書いていたときでも十分に維持できるような体制、財源、調整をこれまで議論してきたはずです。その文言が維持すると強められたからといって体制を見直せというのはちょっと暴論かなというふうに思っております。

　以上です。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　いや、でも、現実的に今この言葉だけの話になってますので、だからこそきちっと組織体制、人員の問題、また財政調整のところでしっかりとこの議論をした上で、またここについても改めての議論が必要だということを申し上げているので、会長、よろしくお願いいたします。

（今井会長）

　ほか、ございませんか。

　横山委員。

（横山委員）

　最後です、すみません。

　とはいえ、この協定書の大きな方針として、特別区設置時点と設置後に分かれて、現行の大阪市の行政サービスの水準や特色ある行政サービスが維持するという大きな方向性が示されたのは大変意義深いことだと思います。人員配置や財源配分について、それが実際できるかどうかという議論はそこでまたされたらいいと思うんですが、ともあれ、ここの項目はもうこの協定書の文言で了かどうかというふうに議事を進めていただいたらいいかというふうに思います。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　住民サービスを維持するというところなんですけど、松井市長もちょっと言ってましたけども、僕も市長を経験して思うんですけど、人員っていうのは一定着実に減らしながらも住民サービスというのは拡充してきたというふうに思います。だから、この人員イコールそこが少し減れば住民サービスが減ると、全くそういうものではないということは、ぜひここはご理解をいただきたいなと思います。維持するという方向性を示すんであれば、それを前提にして進めていく、そしてその前提で予算を組んでいくということになるんだろうと思います。

　ただ、この後の設置後の将来について、これはもちろん特別区長がいるわけですから、特別区長がどういう予算編成をするのかと、申し送りでこういうふうに努めるというふうに書いてますが、そこはやっぱり特別区長の判断ということになるんだろうなと思いますが、予算編成において人が減る分、住民サービスもイコール減る、ではないということは、これは現実の実務としてそうだと思います。

　それから、公明党のほうからも素案を超える財政配分の要望ということもありました。それから維新からも、知事もちょっと考えろということもありましたけども、基本的には今の枠組みで僕は進めていくべきだろうというふうに思っています。仕事と一緒に財源が移転するというのが基本的な考え方だと思いますし、それがやっぱり骨格になってくるんだろうと思います。ただ、その基本的な考え方については維持しつつ、そういった具体的な要望が両会派からもあるわけですから、ちょっと素案を超える財政配分についての修正案と、追加案というのは、検討したいなと、事務方を通じてちょっと検討したいなと思います。ただ、骨格の考え方は変えない前提で少し考えて、またこの協議会に出したいと思います。

（今井会長）

　ほかなければ、この項目についての総括をさせていただきます。いろいろご議論がございました。住民サービスの維持については本日お示しした内容で協定書を作成していくのが基本かというふうに考えます。そして、住民サービスの維持については、特に公明党会派からご意見がありましたが、この内容については先ほど知事からもご意見をいただきましたが、一定程度、住民の皆さんから見ても住民サービスの維持というのは非常に問題意識が高かろうとは思います。そういったことも含めて、修正した形で協定書を基本作成していく方向を検討したいと思います。

　窓口サービスの維持については、素案どおり地域自治区の事務所を前回の協議会で区役所という名称にするとしたわけですが、これは引き続き行っていきたいと思います。という考えがおおむねこのご議論の中であったかと思いますが、その方向での取りまとめを考えていきたいと思います。

　なお、公明会派から、新たな特別区で住民サービスを維持拡充していくには十分な財源の確保が必要であり、特別区にしっかりとした財源が配分されるよう検討できないかという意見がありましたが、先ほど申しましたように検討していくということになろうかと思います。財源配分については次の項目で協議させていただきますので、どういう方向で議論していくのかについて、その協議の状況も踏まえた上で判断をさせていただきたいと思います。

　それでは、財源配分について、次の項目になりますが、財源配分について協議を行いたいと思います。

　まず、事務局から報告よろしくお願いをいたします。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　前回協議会におきまして川嶋委員から議会経費に係る地方交付税措置の状況につきましてお尋ねがあり、確認いたしました。

　まず、現在の地方交付税制度においては、議会費単独の算定項目は設けられておらず、包括算定経費の一部として算定されております。例えば直近の令和元年度の地方交付税算定で用いられました単位費用といたしまして、人口10万人の標準団体において、人口基準の包括算定経費に要する一般財源17億1,200万円のうち、議会費として１億8,200万円が総額的に計上されております。ただし、議員定数や報酬水準等の具体的な積算は示されておりません。

　もう１点、地域自治区における窓口サービスに係る財源についてもお尋ねがありましたので、お答えいたします。地域自治区の設置経費といたしましては、地方交付税制度によって措置される標準的な行政経費には含まれておりませんが、特別区素案でお示ししております財政調整制度の設計におきましては、現在、各区役所で行っている窓口サービスに係る経費は特別区の財源配分に積み上げられており、特別区がサービスを維持するために必要な財源は確保されていると考えております。

　以上です。

（今井会長）

　ありがとうございました。

　それでは、財源配分の協議に入ります。この項目については自民会派から５点ほど問題提起されています。一つは広域一元化に伴う効率化効果を算定し、特別区に配分するということ。２点目には、財源配分を見直して住民サービスの財源を確保するということ。３点目には、今後増大する社会保障経費は財政調整財源を優先的に特別区に確保するということ。４点目には、余力財源は特別区に配分するということ。５点目には、大都市特例などの府県事務、任意事務のうち、府全域に効果が及ぶ広域大規模事業、あるいは事務処理特例で移譲される府県事務は府税等で負担するということといった提案がありました。

　また、地方交付税の代替財源とされる臨時財政対策債については、現在の法令上、市町村算定分は特別区が発行するとされていますが、これを大阪府が発行するとのご意見がございました。

　財源配分については、先ほどの協議の中で住民サービスの維持拡充のための財源配分についてのご議論がありましたが、自民会派からのご意見にはまた別の視点からのものもありますので、このご意見についてどう考えていくべきか、それぞれご協議願えたらと思います。よろしくお願いいたします。

　藤田委員。

（藤田委員）

　すみません、再三申し上げておりますとおり、素案もこれまでかなり議論を重ねてきておりまして、その中で、サービスの担い手ですとか税の納付先が変わったとしても、基本的には仕事とお金はセットで動いているということで、適切に住民サービスが実施されるよう設計されていると我々評価しておりますので、特段の変更の必要性はないというふうに思っております。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　先ほど事務局からのお話で、議会費が包括算定経費にということでございましたので、やっぱりそういうのも入ってるということですけど、現実的に基準財政需要額をきちっと積み上げた中でもう一度判断をするべきだと思います。それともう一つ、地域自治区については、本来想定の中には入っていないということで、ただ、素案には書いてあるから大丈夫だっちゅうようなことだと思うんですけれども、ここについてもきちっと基準になる標準区、10万人規模のものを作った上で国のものと比較、また、それに合わせてそれぞれ独自の、先ほど言ったように住民サービスを維持するということですので、その分がどの程度きちっと基準財政需要額に積み上げてこの財政調整に取り組んでいくのかということをやっぱりこれ明確にするべきだと思っています。ですんで、改めて標準区、モデル区を設定をし、基準財政需要額をきちっと積み上げる作業ができるというか、そういうモデルをきちっと作った上で議論をするべきだと思うので、これは会長よろしくお願いをいたします。

　それと、ちょっといろいろ書かせていただいておりますけれども、ちょっと簡単にペーパーを配って説明させていただきたいんですが、パネルの掲示と資料の配付の許可を、会長すいません、お願いしたいと思います。

（今井会長）

　はい、どうぞ。よろしくお願いいたします。

（川嶋委員）

　１枚もののほうです。

（今井会長）

　ペーパーも配付してください。

（川嶋委員）

　すいません、イメージでご理解をいただきたいんですけれども、こちらがちょうど左側が今の大阪市の状況で、素案における大阪市において広域の財源2,000億、そして基礎自治の財源6,600億ということで、これを特別区に移行後、大阪市を廃止・分割をし、特別区に移行をした際に、広域の財源はこれ大阪府にこのまま2,000億行きますよ、この基礎自治の6,600億行きますよということですけれども、これ四つに分割をすること、また制度変更をすること等々踏まえると、この一、二、三、四つの特別区と一部事務組合を考えると、コストがやっぱり増加をするわけですね。先ほどきちっと財源を分けてるから大丈夫ですということですけど、そうではなくて、まずコストが上がるというこの問題があるわけです。行政コストの増大で200億。例えば職員数が300人以上増えるという問題もありますし、ここが以前から基準財政需要額をきちっと積み上げてくださいねっていうことを申し上げておりますが、先ほど実はおっしゃったような包括算定経費等々で、これ人口で係数変わるところなんですね。段階補正やったかな、変わるところがあるんですけれども、これを単純に人口をあれしたときに係数が変わるとやっぱり200億ぐらい基準財政需要額がやっぱり減る。これは独自の試算です。これ違うということだったらきちっと試算をしてほしいんですけれども、行政コストが増大する分、またもう一つは新庁舎の建設コストですね、これ前回の議論の際にはこの中之島の庁舎を使ってコストを下げていくということでしたけれども、その後、新庁舎を作るかどうかは各特別区の区長の判断だということでしたけれども、これ区長の判断というよりも、例えば市町村合併の際でも国においては新庁舎に対しての起債についてはきちっと国のほうでも面倒見てくれてるわけですね。基準財政需要額に入れる等々で。ですんで、そういう意味でいうたら、当面中之島やからいいやんかという議論ではなくて、しっかりと新庁舎の建設コストちゅうこともやっぱり見ていかないといけないんですね。今は計上せんでええから移行時はわからんようにしてるだけで、将来的なことも考えたらこれきちっとしとかないといけませんし、もう一つ特別区の設置コスト、庁舎の建設以外にも一部整備せないかん部分もありますし、システム改修費もございますので、やっぱりこういうコストが大幅に増加する中で、この財源が不足をする、この分の財源が不足する、さらには今後社会保障経費も増大をする、400億円ぐらい超えてくるだろうという一般財源の分ですけれども、こういうことを考えると、やっぱりこのコストを担うためのサービスが引き下げになる可能性が非常に高いと私たちは考えておりますので、ここの部分をきちっと皆さんご理解をいただいた上で議論をしていきたいと思います。

　その中で、今回、特別区と大阪府の財源配分というところでいろいろ書かせていただいておりますけれども、本来、まず我々基礎自治のほうにおきましては、大阪府から移譲される府県事務、幼稚園関係であったのかな、その事務については、財源は府から移譲をしておくべきだと思いますし、もう一つ広域に行く財源、特にここの問題ですけれども、大都市特例事務など都道府県事務や大阪全域に効果が及ぶ広域事務、また財政調整財源を、そういう事業に財政調整財源、これは市町村税ですので、本来府税を充てるべきですので、こういうものを充てるべきではないと。また、この消防、水道は先ほどの議論ですけれども、私は移管すべきではないと思ってますので、それを抜いて、ここをきちっと財政的にあるべき姿の財政調整の設計図に変えていただきたいということで、さまざまな提案をさせていただいたわけであります。

　24ページものでいきますと、10ページから非常に長いページかけていろいろ提案させていただいておりますけれども、やはり、肝は何度も言いますけれども、モデル区、標準区を設定して、基準財政需要額をしっかりと東京都のように独自の基準を作って、積み上げて、きっちり予算が成り立つのかどうかということを議論するべきだと思います。今あるものを財源を含めて分けてるから大丈夫だというのは非常に安易な議論だと思いますので、この点は我々としては住民サービスが維持できる財源が確保できていない、そういう思いで、また今後特別区に移行した際にも我々この特別区できちっと行政の運営ができるかというところに非常に疑問を感じておりますので、多く、ここの財政調整については多く提案をさせていただいております。とにかく住民サービスをしっかりと維持するということを考えると、当然この議論をしていくべきだと思いますので、よろしくお願いします。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　パネル掲示の許可をお願いいたします。

（今井会長）

　はい、どうぞ。

（藤田委員）

　川嶋委員と議論してていつも思うのが、何か今の大阪市のままであれば安泰というのが前提にあるということが非常に気になっておりまして、住民サービスを維持していくという上では、やっぱり大阪市の財政収支見通しというのを無視して語ることはできないと思うんですね。これ議論がアンフェアだというふうに思っております。

　大阪市の財政収支見通しのパネル、これ大阪市議会議員だったら誰もが見たことがあると思うんですが、年度の後半、2028年ぐらいになると単年度で161億円ぐらいの財政収支赤字になるというようなグラフです。下にちょっと都構想の経済効果も書かせていただいておりますが、ここに先ほど川嶋委員がおっしゃったような今後社会保障費が増大して400億円超のコストがかかってくるということをどういうふうに解消していくのかという議論をやってるのがまさにこのテーブルだというふうに思っているんです。我々はこれに対して、いわゆる大阪都構想によって基礎自治体の混雑効果をなくして行政を効率化して、そして広域のほうでは経済効果を出していく。これによって、今後赤字が到来することを何とか食いとめていく、社会保障を維持していくという議論をしているんですが、一方でこの議論をせずに、特別区になったら何かコストが上がる、コストが上がるということをずっとおっしゃられるんであれば、逆にこっちの大阪市の単独の赤字をどうやって解消していくのかということもぜひ教えていただきたいというふうに思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　大阪市と特別区を比べて、特別区のほうがいいという前提でのお話だと思うんです。賛成のための賛成の議論になってるように思うんですけれども、私たちは是々非々で議論させていただいておりまして、住民に正しく判断をしていただかなければならないと思っております。政令指定都市大阪市が当然財政的な課題を抱えてるのも事実でありますが、財政調整の中で例えば今後のいろんな大型投資の分を含めてそういう状況になってきますけれども、さらにＩＲや万博やといろんな経費がかかってきたらもっと収支は厳しくなるでしょう。でも、それを分けるときにどう分けるんですかといったときに、その分は府に割合が増えるわけじゃないですか。広域だと言って府にどんどん増えていくわけじゃないですか。そのときに基礎自治どうなるんですかという議論ですよね。だから本来のあるべき財政のあり方をきっちり議論して、本当に制度的に政令市なのか、それか特別区、いわゆる都区制度なのかという議論を冷静に是々非々で私たちやらせていただいておりますので、その点はご理解をいただきたいと思います。やっぱり住民サービスにとてもかかわってくるんですね。かかわってくるんです。当然財政効果があるなら、その効果額をしっかりと挙げていただいたらいいと思うんですね。でも、具体的に例えば嘉悦さんの経済効果幾らか書いておられましたけれども、あれも制度変更というよりも行政効率化の視点での数字ですので、それでも年間1,000億円ぐらい出るというんだったら、具体的にいつからその金額がどういう経費を削減することによってできるのかということも示してするべきなんですけれども、すごいイメージ的な話だけで進んでて、都区制度のほうがいいんだ、いいんだというその前提に立ってますけど、それについてもしっかりと制度的な我々はこの場でチェックをしていきながら、本当に市民にとって正しい判断を我々しているのかどうかということを市民に見ていただくためにも、すみませんが、何度も言いますけれども、私たちは是々非々の議論ですので、基準財政需要額をしっかりと標準区、モデル区を作っていただく中で、その議論をしっかりしていきたいと思ってます。よろしくお願いします。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　川嶋委員がずっとおっしゃられてるところかと思うんですが、このペーパーも、基本は、まず素案の考え方はご承知おきのとおりこの考え方とは全く違うところです。恐らく東京の標準区、モデル区を一定概念に置きはった上で、基準財政需要額を積み上げて標準区の考え方を示すべきというご主張やと思うんですが、それに関してはずっと議論してまして、素案の考え方とはちょっとまず違うという点と、そもそも東京の実情ですね。千代田区と世田谷区の人口差異とか。当然大阪は基本的に似通った特別区で設計されてますので、まずそもそも標準区の議論には当たらないというところがそもそも１点と、素案の考え方なんですけれども、パネル掲示を。

（今井会長）

　はい、どうぞ。

（横山委員）

　二重負担の議論もよくおっしゃられるんですが、左側が現在の政令市で、住民さんが払ってる市税が今広域事務と基礎自治事務に行ってると。それが特別区になれば、都税と区税になると。それが広域事務と基礎自治事務。何が言いたいかというと、二重負担は発生せんし、税負担は変わらないという発想です。この上で財政調整の制度もかなり明確に含まれてます。こちらが素案の財政調整の考え方でして、今の大阪府のほうに入る財政調整の特別会計ですね、これも非常に透明性を確保した上で各特別区の一般会計に入りますので、自由に特別区のほうで裁量を持って使えるお金となると。東京の特別区よりも非常に透明性が高い設計になってると。この上で財政シミュレーションに反映されてます。恐らくこの基準財政需要額を出して成り立たないことをリスクを検証せよというご提案だと思うんですが、それは言うたら根本からそんなことを今さら議論できるものではないという意味でして、財政シミュレーションでさんざん議論してきまして、職員増、庁舎のコストも含めて成り立つと。ケース１、ケース２ともに成り立つという議論が行われてます。何が言いたいかというと、結局、今の素案、川嶋委員のご提案もわかるんですけど、お気持ちはわかるんですが、まず職員がどうあるべきか、そして増えた職員は財政的に成り立つのか、特別区の仕事はどうなってるのかとか、財政調整は東京都と比べてどうなってるのか、全て網羅された上で今成り立ってまして、これを、基準財政需要額を積み上げてあるべき姿を検証した上でとか、それは僕らからしたらちゃぶ台返しの議論でして、決して是々非々のものではないんですね。それだけは十分ご承知おきいただきたい。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　逆にいえば、後ほどうちの北野委員から東京特別区長会の事務局に行った際のお話を私の後させていただきますけれども、財政的にそのシミュレーションが成り立つと言っても、そのシミュレーション自身が平成30年の大阪市の粗い試算をベースにしているものです。その後やっぱり万博とかＩＲとか大規模事業とかどんどん、どんどん財政シミュレーションに反映されてないものが出てきてる中で、それも成り立つかどうかわかりませんし、もう一つ、本来市政改革のようなものも入ってます。地下鉄民営化とかいう中で議論の数字もその中に実は入ってたんですね。既に地下鉄も民営化をされて、実際その市民サービス既に活用もされてます。だから古いもので成り立ってますので、やっぱりそこは、それで成り立つということは我々市民の代表がきっちりチェックしなければいけない、この場でもう一度そこは検証するべきだと思います。それと、基準財政需要額をということは、この法定協議会第１回目か２回目か、僕一番最初のときに実はこれ提案させてもらってます。発言させてもらってますが、全く無視されてますけれども、でも、逆にいえば、その議論を我々が言う前に、本来事務局も含めてやっとくべき議論なんですよね。検討しとかなあかんことを、逆に言ったら僕らはちゃぶ台返しじゃなくて、その議論をしなかったこと自体が非常に恐ろしいなと。それを事務局に、私も大阪市の大都市・税財政制度特別委員会で何度も言ってますけれども、一切市の立場でも作るという作業を全くしてくれなかったんですね。そのほうが、大都市制度のこの議論をしている、ちゃぶ台返しというよりも、そっちのほうが不誠実だと思いますので、申し上げさせていただきます。

　あと、今申し上げましたが、北野委員にちょっと続きをお願いしたいと思ってますので。

（今井会長）

　北野委員。

（北野委員）

　資料の配付をお願いいたします。ホッチキス止めの方をお願いいたします。

（今井会長）

　はい、どうぞ。

（北野委員）

　９月に我々の議員団のほうで特別区の区長会の事務局のほうに行ってまいりまして、その折の資料をですね、皆さんのお手元に配付させていただきます。特に注目をいただきたいのはこちらのほうの質問１に対するこの当局のお答えのほうでございます。質問といたしましてはこの財政調整の配分割合ですね、この決め方について東京ではどうやってんのということで、皆さん方ご存じやと思いますけれども、先ほど来いろいろ出てきております標準区をまず設定して、仮予算を立てて、きっちりとシミュレーションした上で財政調整のこの配分割合を決定してると。この毎年毎年やってるんですね。これをもし仮に標準区設定しないでも可能かどうかというのを確認に行ってまいりました。これまでも個人的には行った方いらっしゃるんですけれども、団で行かせていただいたときのお答えがこれでございます。これ何も修正を加えておりません。はい。それで、３パラグラフ目の標準区の設定は、都区間、これは垂直方向ですね、それから特別区相互間、これは水平方向ですね、そちらのどちらも財源調整上の基本であり、不可欠であるというふうなことをお答えいただきました。このことが何よりも素案と全然違うところで、ちゃぶ台返しとおっしゃいましたけれども、素案の考え方は、恐らくですけれども、これまで使い古されてきたこの図ですね、いわゆる歳出と歳入に分けて28年度の決算ベースで割り出した、これをもとに78対22に分けているということでございますけど、その、このやり方がおかしいというのが我々の主張でございます。やっぱり特別区という制度モデルがない以上、東京都がどのような形で財政配分、これが非常に住民サービスの維持だとかそういうものにかかわってきますので、そこのところを、東京都のことを、大阪モデルだから全然気にしないんだというものの、都合のいいような形で割り出した配分割合で、これを変えるのにとても苦労するというような状況が続くようであれば、これから大阪市を四つの小さな自治体に分けるわけです。これは大阪府と市の合併ではなくて、また府による市の吸収でもなくて、自治体を形成する、これから作っていくという作業をする上で非常に肝になる部分ではないかなと思います。財源配分、つまり財政保障がないということがこれからの自治体の存亡をかけるというふうなことでございますので、次年度からは予算が組めないだとか、そういうふうなシステムであったら困るわけですね。自治体の根幹にかかわる財源配分に関しましては、標準区を作り、モデル区をきっちりと制定した上でやるこのやり方を踏襲していただくというか、もう一度これを参考にしたシステムの変更といいますか、制度変更をしていただきたいということもあわせてお願いをしておきたいと思います。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　横山さん言ったとおり僕たちは標準区じゃなくて、実際、財政シミュレーションの目的というのは、今やってるサービスが成り立つか、コストも含めて成り立つかというのを大前提としてやってるんで、実際耐え得るかということをシミュレーションするには歳出ベースで考えるほうがいいという考え方を僕ら下げる気はないです。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　今守島委員おっしゃられたとおり、さらに標準区の議論に関しては、先ほど私申し上げましたが、例えば東京の千代田区ですね、最新の数字が手元にないんですが、人口４万人です。夜間人口が４万人。お昼の人口が80万人です。20倍。世田谷区は人口90万人です。こういう議論になるのはご承知おきだと思うんですが、大阪と東京はそもそも特別区設立の経緯が違いますし、標準的に設計されてる特別区になっておりますので、標準区の概念に合わないというのを申し上げておきます。東京には恐らく藤田委員が行かれてますので、そちらは藤田委員のほうからご発言願いたいと思います。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　私も東京の区長会に視察に行って質疑も交わしてまいりました。そこでもやっぱり、東京の特別区というのは再三おっしゃってるように23区あるんですよね。なので、仮にＡ区、Ｂ区、Ｃ区でやっていくと、Ａ区とＢ区で調整して、Ｂ区とＣ区で調整して、Ｃ区とＤ区で調整すると、Ｄ区とＡ区で齟齬が出るみたいなことがあって、標準区みたいなものを置いてると。片や大阪のほうは四つしかありませんので、相互の事務内容、それで先ほど守島委員が言ったように決算ベースで見てるわけですから、全ての事務がちゃんと予算措置されてるということで、ここから標準区を作れというのはまさに遅延行為というふうに我々は受け取ってとっております。

　以上です。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　すみません、当然必要な国の地方交付税制度に基づいて、地方交付税のいろんな基準がありますよねということをこれまで言わせてもらってて、その国がナショナルミニマムで保障している地方交付税の計算をするときに、基準財政需要額の先ほど10万人のモデルがありましたけれども、あるわけですよ。今回、それに基づいてこれを分けますとは言うけれども、そもそも先ほど私言ったように基準財政需要額を特別区で計算すると200億は増えてしまうわけですよ。だから今より200億増えてしまうという状況が現実的に起きるわけですよ。単純に計算しただけでも。だから、だからきちっと計算して議論しないといけないでしょうと言って、逆になぜ逃げるんですかと、僕、前、実はこそっと言うたことあるけど、個人的に言うたことあるけど、これせなあかんやんかということはある理事者に言ったことあるけれども、やっぱりやるべきやと思いますよ。それと、よく似た規模だからと言いますけれども、面積も違えば地域特性も違います。道路の距離も違えば公園の面積も違ったりとかさまざまな要因が変わりますので、やっぱり垂直もそうですし水平においても非常にお金をどう配分するかで四つの特別区がやっぱり闘わなあかんようになるわけですよ。この財源、そんなん話し合いでお金を配分するということやったら、闘わなあかんわけですよ。東京都は国の交付税不交付団体ですけれども、それでも板橋区に行ったときに板橋区の職員さんがおっしゃったのは、いやいやお金が余ってるわけではないですよと。非常に需要は多い中で、それでもどう分けるかで非常に苦労してるという話なんですよ。だからこそ基準財政需要額をきちっと計算しておくというのは、水平、垂直、どちらも財政配分する際に必要最低限のものだと思います。しっかり国並みの保障がされてるのか、国以上に保障されてるのかということを判断するにはなくてはなりませんし、配分するでも絶対に必要なものなので、改めて、これが逆に、言うたらこんな話をずっとしてるので、ちゃぶ台返しというよりも、もしかしたらひょこっと事務方から出てくるのかなと思ったりは、期待はしてましたけれども、これがないということは、非常にこの議論というのはちょっとリスクが高い議論だと思うので、改めてモデル区、標準区の設定を求め、その上での議論をさせていただきたいと思っております。

（今井会長）

　北野委員。

（北野委員）

　それから、先ほど来ずっと出ております財政シミュレーション上成り立つからやっていけるんだというふうな粗いお話がございますけれども、これね、やっぱり財政シミュレーションというのはあくまでもシミュレーションであって、参考資料にすぎないと。ただの参考資料だと思うんですね。要は特別区の財源保障という考え方、特別区が自立してやっていけるかということを立証するに足るものかどうかということを考えないといけないと思うんです。財政シミュレーションはご存じのように10年間ですね、おおむね２年近く前の大阪市の財政状況を踏まえて、その後の20年間に限って推計したものです。横置きにしたものなので、これはあくまでも参考資料であって、財源保障するものではないということを言わせていただきたいと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　北野委員、それ言うとね、今も大阪府も大阪市も厳しめの財政シミュレーションやりながら、来年、再来年のどういう予算組んでいくかというのは長期の計画立ててるんですよ。今それ役所の中で出してきた数字を、特別区に移行するときはシミュレーションを信じられないやんかというと、今のやってる我々の財政運営も、要はそういう長期的なものを見越しながらやってきてるんでね。今も運営できないという自己否定につながるので、そういうむちゃなことはもうやめてもらいたい。むちゃなそういう理屈はね。今もやってるわけですよ、大阪府も大阪市も。職員が一生懸命財政シミュレーションやって、それをもとに参考資料で運営してるんだから。それはこういうむちゃな理屈はやめてもらいたいと思うのと、それから、さっきから標準区の話あるけど、これは４区Ｂ案を知事市長案として提案するときに、格差をできるだけ是正した形にしてるんです。財政力も人口指数も。だからこれは全部1.2倍内に入ってるわけで、東京のように大きな格差がある特別区じゃないと。これを何でわかってもらえないのかなと思います。言うならば基本的に全部標準区のそういう形になってきてるというのが大阪の状態なんです。東京は、やっぱり今の成り立ちからいって、先ほど横山委員が言ってたように、世田谷と港区では違い過ぎるんですよ。そのそもそもの人口指数とか財政力指数が。我々はこれを作る段階で標準的に、できるだけ格差が生じないように４区Ｂ案を作ってるので、現状において標準型の、４区とも標準になってるという理解をしてもらいたいと思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　財政シミュレーションに関しては、先ほども申し上げましたけれども、平成30年の粗い試算をベースにされております。その後、万博、ＩＲ、大規模事業等々、今後経費が増大するというものもあります。また、そのときには地下鉄民営化をする前でしたので、その効果も入ってましたけれども、既に民営化をされ、その分はきちっと既に市民サービスに使われてるので、その数字で成り立ってるからということはないでしょうということを先ほども申し上げております。ですので、改めてきちっと広域一元化をした際に出る効果というのをきちっと出した上で議論するべきですよということを我々はいつも言ってます。

　四つに割るから大丈夫なんですよということは、簡単に四つに割るというように聞こえるんですけれども、それこそ乱暴な話だと思います。人口も、今はよう似た人口ですが、それでも1.2倍でございます。今後人口格差が広がる可能性もあります。また、それぞれの地域によってさまざまな財政事情も変わってきますが、ある一定の線を作っておかなければ、後々四つの特別区がずっとけんかすることになるわけですよ。だからこそ東京でもこれは必要だというふうにおっしゃってるわけです。本当にこの市民サービス維持という部分についてもこの議論は避けて通れないところだと思っております。すみません、もう一つ。ちょっと前に、横山委員が、こう都税と区税でこういってと、二重負担はないというお話でしたけれども、それについて、やっぱり我々は、本来大阪府で持つべきものは調整財源ではなくて府税でやるべきだと、このように思っています。これは公明党さんも第23回の法定協議会で土岐委員が資料配付をされてます。今見てたらあるんですけど、皆さん、第23回の公明党さんの配付された資料を見ていただいたらいいんですけれども、すみません、パネルの掲示許可お願いします。

（今井会長）

　はい、どうぞ。

（川嶋委員）

　それを見ると、やっぱり約2,000億円。見てください、皆さん。第23回のファイルを見てください。第23回のところのファイルに公明党さんが配付された資料がありますので、それを見ていただきたいんですけれども、上から25回、24回、23回とあれが付いているところを見てもらったら、23回のところをめくってもらって１枚物でこんな表が入ってますけれども、そのときにやっぱりね、公明党さんもちゃんと言ってはるんですよ、我々と同じ考えで。当然それを分けると、本来大阪府民全体で負担すべきものがあるでしょうと。これは財政調整財源を充てないように特別区素案を修正するべきですよということをご提案されてるんです。これが約254億6,980万1,000円でございますが、そこには公園、高等学校、精神保健福祉センター、法令上、特別区設置後は大阪府が行う事務、それから大阪府から大阪市に事務処理特例で権限移譲されてる事務、だから本来は大阪府の事務ですよという話ですね。特別区域外の事務、また府市連携事業、あいりん関係の事務ということで、本来これは府民全体で負担するべきものでしょうということでありました。これは私たちも同じ思いです。それと、今後議論しなければならないものというものも、約1,038億6,395万8,000円あるわけでございます。これについても先ほど私たちずっと言ってるように、本来府県事務のものは当然ですし、任意事務においても、本来任意事務においても府税で移管する以上はするべきだと思います。しかし、もし財源がということであれば、当然一部財政調整財源を充てることも検討は必要かもわかりませんけれども、基本的にこの辺をきちっと財政調整財源で充てるのではなくて府で充てるという基本をまず決めることが必要だと私たちは修正提案を求める次第であります。特別区民だけが負担するべきもの、若干考え方は違いますけれども、あくまでも特別区民が負担するべきものは、これも、地方自治法といったらそれは古いと言われますけれども、地方自治法で、東京都区制度の場合の、法律に書いてますけれども、あくまでも市町村事務で大都市地域として一体性が必要なものについて、その調整財源で都、府に移管するべきものでありますので、ここでいえば消防、下水、税務など、この39事務で718億7,089万9,000円、この金額ぐらいしか本来はないはずなんですね。だからこそ大阪府移管事務、この財政調整財源についてはきちっと本来あるべき形にするべきだということを提案させていただきます。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今の委員の提案については、第23回の協議会の公明党さんのいろいろご指摘もありました。でも、あのときに議論したのは、これは大阪府という自治体もあるわけなので、大阪市議会の意見だけで、これはどちらも片方が大きな負担を担うということになると、これは協議書はまとまらないんですよということを申し上げて、公明党さんも理解をしていただいて、一方的に、従来、広域事務、これは政令市でなくなる場合は、今まで政令市大阪市が財源負担していたものを、今度は一方的に全て府の財源に移すというのは、これはちょっと無理があるということは、この間のこの23回以降の協議会で確認済みなので、今ごろ提案されても、その提案は却下してほしいとしか言えません。要はそのときに23回の協議会の場で、この協議書を成り立たすには、どちらもが大きな負担にならない。大阪府庁、大阪市役所、両方。市民、府民。今の双方の住民が現状の負担で成り立つ制度でないと、これは制度改正できませんから。そういう議論を当時23回のときにやって、それは理解していただいたと思ってますので、きょうの時点でこれをもう一度出されて、もう一度協議すべきと言われても、それはもう過去に答えが出た話なので、法定協議会としては受け付けられるのは困ると思います。僕は。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　今大阪市は人口200万人を超える人口が過度に集積して、人口及び経済も高度に集積した都市として、基礎自治業務に加えて広域事務を担ってます。それは、広域事務を担うことで都市の発展、ひいては大阪市民の成長をしっかり促してるという役割があるんですね。この役割は、制度が変わって変わるものではありません。この都市の役割をしっかり持ったまま、全体が幸福になっていく上で区民も幸せになっていくという、この成長のモデルの中にあるべき。この思想のもとで、今市長おっしゃられたとおり、今やってる最適な事務を、大阪市が担ってる基礎自治事務と広域事務、しっかり責務を持って大阪市もやってます。それは都市の発展を通じて住民が豊かになるという責務です。それをもって広域と基礎自治に分けて、それを大阪府と大阪市でしっかり役割分担していく。ここに関する歳費をしっかり積み上げて分けていると。これが72対28になってる。これは東京の45対55がどういうふうに設計されてるのか私は存じあげませんが、恐らく少なくとも事務の積み上げで、今言ったような確かな理念のもとである数字とは思ってません。というのは、大阪は非常に進んだ財政調整のもとで72対28の数字を出している。失礼しました。78対22。失礼。この制度設計は二重負担の議論からおそらく標準区の議論から全てすれ違いになってる私は原点だと思います。今大阪市は非常にすぐれた自治体として高度に集積した経済の中で、大都市の発展を通じて市民が成長するというモデルをしっかり担っているというところをまずはご認識いただきたいと。これ強く思います。素案の考え方は、私はそういう考え方だと思います。

（今井会長）

　肥後委員。

（肥後委員）

　すみません、公明党としての考え方も申し上げたいと思います。

　財源配分等につきましては、特別区の財源の充実という点で私からも申し上げます。

　先ほど西﨑委員からも、これまでの大阪市で子ども医療費助成制度や塾代助成事業や敬老パスなど他の都市に比べて数々の特色ある充実した住民サービスを実施してきたという発言がございました。公明党としましては、特別区設置によって今の大阪市における住民サービスが低下するのではないかといった不安の声がある中で、これまで大阪市が積み上げてきました特色ある充実したサービスを維持することは極めて重要であるというふうに考えております。財政調整制度におきまして、事務に応じた財源の配分がなされ、事務に見合った財源措置を行うという仕組みになっていることは承知をしております。しかし、特別区設置に際して本当に今の住民サービスが維持されるのか、サービスが拡充され、住民生活がよりよいものになるかといったような住民の不安がある中で、それを解消することは、特別区制度への住民の理解を深める上でも欠かせない点であるというふうに認識しております。そのためにも、新たに誕生する特別区におきましては、さらなる住民サービスの拡充を図るとともに、サービス拡充に必要な十分な財源が確保されていることが重要であります。これまで以上に住民に身近な存在となった特別区長が住民のニーズに的確に対応して、きめ細やかな充実した住民サービスを維持拡充していくためにも、適正な事務遂行を支える十分な財源の確保が望まれております。特別区設置によって広域自治体である大阪府と住民に身近な特別区が連携を図りながら、大阪の成長のみならず福祉や子育て、教育などの施策を充実していくためには、府における広域事務の適正な執行が可能となる仕組みに留意することは重要であると思いますが、特別区においても住民サービスの拡充のためにその裏づけとなる素案を超える十分な財源確保が重要となります。先ほど西﨑委員からのご要望を受けて、吉村知事から検討したいとの発言がございましたので、ぜひとも住民サービスの維持拡充の観点から、知事、市長におかれましてはよろしくお願いしたいと申し上げておきます。

　以上です。

（今井会長）

　北野委員。

（北野委員）

　今、肥後委員のほうからお話ございました住民サービスの維持だけでなく拡充というお言葉を聞きましたけれども、このことについては文言修正の要望を出されておりませんけれども、拡充をしていく上で、やっぱり維持以上にお金がかかることは当然のことでありまして、財源保障がこの財政調整の仕組みではできないというふうに私たちは考えております。先ほどご要望を出されましたけれども、さらなる拡充ができるぐらいの財政措置をせよというふうな要望をつけ加えられるのかどうかということは公明さんにお聞きしたいと思います。

（今井会長）

　肥後委員。

（肥後委員）

　まず住民サービスの維持というのは、これは当初から申し上げておりますけれども、今私が申し上げましたのは、特別区が設置された後に特別区長が判断すべき点につきましては、拡充というのも区長が判断されていくという点で申し上げました。

（今井会長）

　北野委員。

（北野委員）

　拡充ではなくて、どの政策を捨てるかというふうな現場になってこようかというふうに思っています。今やってる任意事務であります例えばバウチャー制度であるとか敬老優待パスにいたしましても、特段の配慮があって、恐らく財源配分をされると。それは公明党さんがおっしゃったように維持の部分でございまして、これから新たに拡充する上乗せ分に関しては何の議論もなされてないじゃないですか。ですから政策選択の話になってこようかと思いますので、その部分は……

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　北野委員ね、ネガティブキャンペーンはやめたほうがいいと思う。長年市会のベテラン議員でもあるんだからね。やっぱりちょっと現実に見合った発言してもらいたいと思います。要は、今僕と吉村知事で、お互い知事やって市長やってるわけで、この間別に財政的にそんな余裕あったわけじゃないんですよ。でも、やりくりで拡充してるじゃないですか、サービス。これ事実ですよ。大阪市においても大阪府においても。だから、今一方的な、決めつけで、特別区長は何のサービスを捨てるかという判断をしなければならないなんていうのは、これはちょっと余りにも思い込みが激しいんで、こういう法定協議会の場では慎んでいただきたい。事実に基づいた話をぜひしてもらいたいと思います。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　今市長おっしゃるとおりでして、公明さんのご意見も今の素案の考え方、事務に基づく財源で。とはいえ、さらなる検討というご提案で、今の素案の方向性を重んじた上でさらなる検討ということで我々も同意した次第です。今後の特別区長のマネジメントに関して、ここで議論すると、無限に議論が行きまして、それは首長がしっかりマネジメントで、四つの特別区が同じ条件でスタートするわけですから、少なくとも同じ皆さん選挙で選ばれてる立場として、隣の区に負けるわけにいきませんので、住民のサービスに最も合った行政施策がしっかり展開されるものというのは、これは我々の立場からそれを否定するのは、我々の存在の否定でございますので、必ず四つの特別区は切磋琢磨しながら、今の住民サービスを維持しつつ、よりよい住民サービスをマネジメントによって展開していくというのは、当然のことだと思います。しかもその細かいところまで議論することは、実質的にここでは少なくとも不可能だというふうに思います。

（今井会長）

　西﨑委員。

（西﨑委員）

　今、肥後委員から説明あったんですけれども、住民サービスに関しまして、今大阪市でやってるのを先ほど私も発言させていただきましたけれども、やはり制度改革をしながらこれから大都市制度を今考えてるわけでして、もっと夢のある話もなかったらいけないと思うんですね。そのような点から、住民サービスというようなのは、今大阪市だけの話をしましたけれども、本来、大阪府下全域で大阪市がやってるようなのをできればいいわけなんです。当然財源のことがありますから、そんな、すぐにせいと言ったって不可能な話ですけれども。けれども、今回の改革というのを踏まえた上で、やはり将来的にこの大阪全体が今の大阪市のような住民サービスができるようになればというような、ある面希望を持った議論もしていく必要があると思うんですね。でも今の段階で府内全域のことは言えませんので、そこで話をとめてるわけですけれども、そういうふうな意味から肥後委員が発言したんだというふうに僕は捉えております。

（今井会長）

　川嶋委員で、そしたら最後にします。川嶋委員。

（川嶋委員）

　いや、最後というよりも、本当に重要なテーマなんですけれども、我々が本当に財政的に成り立つかというのが一番肝じゃないですか。住民サービスが維持されるかどうかというところでいくと。だから、この話というのはここで打ち切りではなくて、ちょっとこれは後の代表者会議でも申し上げたいと思いますけれども、引き続き議論を求めていきたいなと思います。先ほどの財源四つに割るというのは本当にとてつもなくアバウト過ぎるので、やっぱりきちっとどう分けるのか。水平、それと垂直については基準財政需要額の計算をしなければ、本当に分けられなくなります。それと、税の二重負担、既にもう大阪市民が負担してるじゃないかという話でありますけれども、現実的には宝くじ財源であったり譲与税であったり、また地方交付税の算定の中で財源は確保されてるわけですよ。100％じゃなくて、きちっとそういう財源は確保されてて、その後、それぞれの本来その仕事をするべき大阪府、大阪市から権限を持っていくんだから、本来する府税を使うべきでしょうと言ってるわけです。全くね、財源が行かないんだったら当然議論もしないといけませんけれども、宝くじ財源、譲与税、そして交付税の算定の中に入っている中で、交付税の算定が入ってる中で、この大阪の市町村税である財政調整財源を二重負担になると、我々が、先ほどの公明さんの土岐委員の表にもあるようなそういう事務に調整財源を充てることというのは、非常に大阪市民に対しては負担を強いる制度だということを申し上げたい。だから、負担を強いるからこそ、先ほどパネルでも申し上げましたように、住民サービスの拡充じゃなくて維持も、それも難しいでしょうということを申し上げてるわけです。それが、そんな議論今さらとかおっしゃるのもあるんですけれども、本当にこれ市民に対して私たちは責任ある立場でありますので、賛成のための賛成でなくて、皆さんでしっかりとそういう問題点を議論していくべきだと思います。時間がとかいう問題じゃなくて、これ一回やったら戻れないわけです。大都市制度、都区制度に行ったら戻れないわけです。大阪市民に対して責任ある議論をしたいと思いますので、改めてこの財政調整について、特に住民サービスが維持できるのかどうかという視点に対してさらなる議論を求めます。これで打ち切りではなくて、議論を求めたいと思います。

（今井会長）

　この項目については以上で終了したいと思います。この項目について協議内容を一定程度方向性について総括させていただきます。

　自民会派から修正意見を自民会派に対して支持するというご意見は特段なかったかと思います。したがって、素案のとおり事務分担に応じて財源配分を行うことを基本としたいと思っています。その上で、先ほどの住民サービスの維持でも議論がありました。特別区の財政基盤について、先ほどの項目で知事にもご検討いただくということになっておりますが、これはやっぱりもう少し議論が必要というふうなご意見も、川嶋委員も触れておられましたので、この部分については改めて議論する機会を設けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

　以上で本日の委員間協議の項目は終了となりますが、これ以外に何かご質問、ご意見ありますか。

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　すみません、先ほどの委員間協議の資料でいくと２の臨時財政対策債の発行主体についてという議論をしてないんですけれども、これはさせていただけるんでしょうか。

（今井会長）

　代表者会議で議論させていただきます。

（川嶋委員）

　違う違う、論点整理の中の特別区と府との財政配分の話をしてたんですけれども、この２にある臨時財政対策債の発行主体についての議論はさせていただけるんでしょうか、ないんでしょうか。この場で。

（今井会長）

　なるかどうかわかりませんけど、もし提案したいと、意見言いたいということであれば。

（川嶋委員）

　会長、お願いします。すみません。

　市町村算定分、私たちは消防とか水道は当然、先ほどの意見はありますけれども、そのまますっといくのであると、本来市町村事務に対して臨時財政対策債が交付税の不足分を発行せざるを得ないんですけれども、これ現金は大阪府に行くんですけれども、このときの臨時財政対策債の発行は各特別区でしないといけないんですね。これはちょっと非常に問題が多いなと思ってます。各特別区で結局臨時財政対策債を発行して、市債を、債権を買ってもらう金融機関等々を探さないといけないんですけれども、その信用力でいくと当然府のほうが信用あるので、かつ現金は府に行って、借金だけ特別区というのは、さすがにちょっとこれは問題じゃないかなと思うので、ここについては国にちゃんと法改正を求めていただいて、事務を担う大阪府が臨時財政対策債の発行主体になるというふうに変えていただく方向を約束いただかないと、非常にこれも借金だけという意味では特別区民に負担を強いることになるので、これも前向きなご検討をお願いしたいと思います。

（今井会長）

　はい。わかりました。はい、意見。

（横山委員）

　その点に関してなんですが、もう僕が申し上げるまでもなくて、臨財債は基本は元利償還金が自治体のほうに交付されることになりますので、過剰な懸念としか言いようがなくて、元利償還金は、要は臨財債制度そのものに対して、残念ながら、与党の中で、自民党さんにご提案いただいて、僕らは地方自治体として臨財債制度そのものへの問題提起も行ってますので、それはちょっと過剰な心配としか言いようがないです。この件に関しては国に確認済みで、この制度で素案は成り立ってますので、素案どおり行くべきだと思います。

（川嶋委員）

　普通に市民から考えて、普通の人が見たときに、借金だけ残りますねんということは、本当に正しい姿なのかということ。先ほどもありましたけれども、制度として、地方自治法の昭和の時代の話じゃないですけれども、本来、普通に考えておかしいよねというここぐらいはやっぱり努力するべきだと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今、横山委員が言うように、それ言い出すと臨時財政対策債制度そのものがおかしいんですよ。本来地方交付税はキャッシュで地方に行くべきものが、臨時財政対策債なのに、臨時がずっと続いてるので。だから今川嶋委員が言うのは、その制度そのものの話なのでね。今協議書を取りまとめるに当たって、これを解決しないとまとめないというのは、これは違う話だと思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　提案をさせていただいてるんですよ、これはね。私たちとしては。やっぱり市民に対して借金だけというのはおかしいよねという純粋なシンプルな思いで言わせてもらってますので、努力をするべきだと思います。当然、臨時財政対策債、我々自民党の市会議員団も、自民党の府議会議員団もこれはおかしいということは要望をずっとしておりますので、そこは力を合わせて変えていくところだと思いますので、それも含めてやっぱり特別区だけに押しつける、借金だけを押しつけるというのはちょっとおかしいよねという。ここはみんな気持ちを一つにこの臨時財政対策債の臨時を何年やるねんって、本当に市長の言うとおりです。僕らもその思いですから、しっかりとこの制度そのものの見直しも含めて、でも、まずは特別区民だけ借金を負わされるのはちょっとなというのが素直な気持ちですので、ともにここはやっていただけたらと思います。

（今井会長）

　ご意見として承っておきます。

　それではここで、先日来、代表者会議でご協議いただいていました出前協議会についてご報告を申し上げます。出前協議会については、さきの代表者会議で全会派とも開催することでご了解いただきました。４回開催することで基本的な手続を進めていくということになっております。詳細については各会派代表者の方ともご相談しながら内容を詰めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、本日の協議会はこれをもって終了とさせていただきます。

　この後、第３委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の皆さん、ご参集よろしくお願いいたします。

　お疲れさまでございました。